



東京高裁総第3192号

平成29年10月4日

山中理司様



東京高等裁判所長官 深山卓也

司法行政文書開示通知書

平成29年9月1日付け（同月4日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

契約書（片面で9枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書中には、個人識別情報（氏名）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当し、また、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（受注者代理人の印影）が記載されており、この情報は法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

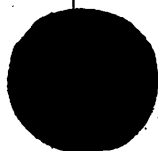
写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）



契 約 書

タブレット端末等の購入



契 約 書

タブレット端末等（以下「物品」という。）の売買に関し、買主東京高等裁判所（以下「発注者」という。）と売主株式会社ヤマダ電機（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により売買契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（物品の品目、規格等）

第1条 物品の品目、規格等、数量、単価及び契約金額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|-----------|
| (1) 品 目 | } | 別紙仕様書のとおり |
| (2) 規 格 等 | | |
| (3) 数 量 | | |
| (4) 単 価 | | |
| (5) 契約金額 | 金 1, 7 4 9, 6 0 0 円
(うち消費税及び地方消費税額 1 2 9, 6 0 0 円) | |

（物品の引渡しの期限及び場所）

第2条 物品の引渡しの期限及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 引渡期限 平成29年7月18日（火）
- (2) 引渡場所 東京高等裁判所

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（債権譲渡の禁止）

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の書面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（物品の検査及び引渡し）

第5条 受注者は、物品の引渡しの準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく物品の引渡しを受けなければならない。
- 3 発注者は、必要がある場合には、物品の破壊、分解又は試験をして検査を行うことができるものとし、この場合における費用の負担は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。
- 4 受注者は、物品が第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく物品の取替え又は補修をし、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに物品の引渡しの通知を受理した日から起算して10日以内とする。

（代金の支払）

第6条 受注者は、物品の引渡しを完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」と

いう。)以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第7条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により物品の引渡しを遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(ただし、率適用は財務省告示の施行日による。)の割合で、第2項の場合においては引渡しが遅延した部分についての業務の代金に対し、遅延日数に応じて年5パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、その額が100円未満である場合にはその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第8条 発注者が、その責めに帰すべき事由により第5条第2項又は第4項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数(以下「遅延期間」という。)を約定期間から差し引くものとする。この場合において遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第9条 特定物又は不特定物にかかわらず、物品の引渡し前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自負担とする。

(瑕疵担保責任)

第10条 受注者は、物品の瑕疵を原因として滅失、破損、変質又は性能の低下等が生じた場合には、取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償をしなければならない。この場合における担保の期間は、発注者による検査に合格したときから1年とする。

(発注者の契約解除権)

第11条 発注者は、受注者(その代理人及び使用人を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反した場合

(2) 検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

(受注者の契約解除権)

第12条 受注者は、発注者がこの契約の条項に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この契約を履行することが不可能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

(違約金)

第13条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為による違約金)

第14条 受注者は、この契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したとき

は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人 (受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為による発注者の契約解除及び違約金の遅延利息)

第15条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等 (同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。) であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(行為要件に基づく契約解除)

第17条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第18条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第19条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第20条 発注者は、第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第16条、第17条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第13条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第21条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第22条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き各自これを負担する。

(契約の疑義)

第23条 この契約に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月28日

発注者 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
東京高等裁判所
支出負担行為担当官
東京高等裁判所事務局長

吉崎佳弥



受注者 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機
代表取締役

桑野光正

受注者代理人 東京都中央区八重洲一丁目5番22号
株式会社ヤマダ電機
東京法人営業部部長



(別紙)

仕様書

1 品目、規格及び数量、単価

No.	品目	規格等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)
1	タブレット端末	Microsoft Surface Pro4 FJQ-00013	18	台	75,000	1,350,000
2	ソフトウェア	Microsoft Access2016 OLP NL Gov MS3NA01228 アプリケーションソフトウェアライセンスを日本マイクロソフト株式会社から取得し、納入する。 なお、引渡時には東京高等裁判所へのライセンスの帰属を証する書面等を併せて提出すると共に、発注者において行うタブレット端末へのインストールを行うためのマニュアルを添付すること。	18	式	15,000	270,000
			小 計		1,620,000	
			消費税等		129,600	
			総 計		1,749,600	

2 引渡場所

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号 東京高等裁判所

3 引渡期限

平成29年7月18日(火)

4 その他

- (1) 物品の引渡しに要する費用は、すべて受注者において負担する。
- (2) 受注者は、引き渡した物品に不具合が生じた場合は、速やかに交換を実施する。
- (3) 納品した物品の可否を原因とする破損等については、納品した日から1年間の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (4) NO. 2のソフトウェアのインストール及びソフトウェア製造会社へのユーザー登録等、東京高等裁判所が使用するめに必要となる手続は、別途外とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、発注者の指示に従う。

